

### 自衛官募集のお知らせ

次のとおり自衛官を募集します。

詳しい資格要件・募集要項については、自衛隊島根地方協力本部（松江募集案内所）までお問い合わせください。

**◆募集内容**

- ① 一般幹部候補生
- ② 技術幹部候補生
- ③ 一般曹候補生
- ④ 予備自衛官補

**◆受付期間**

- ① 平成23年5月6日
- ② 平成23年4月6日

※締切日必着

**◆採用時期**

- ① 平成24年3月下旬から4月上旬
- ② 平成23年7月1日以降

**◆お問い合わせ先**

自衛隊島根地方協力本部  
松江募集案内所  
電話 0852(24)6001  
http://www.mod.go.jp/pcd/shimane

### 口座振替のお知らせ

税金・使用料など公共料金の2月28日(月)口座振替は、今回の振替は次の十四項目です。

- 固定資産税(第4期)
- 国民健康保険税(第11期)
- 後期高齢者医療保険料
- 簡易水道使用料
- 下水道使用料
- 情報通信使用料
- 保育所保育料
- 幼稚園預かり保育料
- 幼稚園保育料
- 町営住宅使用料
- 住宅駐車場使用料
- 老人ホーム入所費用等徴収金
- 訪問看護使用料
- 清掃手数料

納税通知書等で金額をご確認いただき一度通帳残高をお確かめいただきますようお願いいたします。

〔水道使用料〕  
〔公共・農業・合併について〕  
○使用人数の変更(転入・転出・出生・死亡)があった場合は、速やかに役場水道課へ届出を提出して下さい。  
使用人数によって使用料金が変わります。

## 新着図書案内 今月のピックアップ

「親の介護と仕事を両立させる本」 上原 喜光著  
30代～40代の独身者が仕事をしながら、介護保険制度をうまく利用して、親の介護をする方法や心構えなどをやさしく解説した介護入門書。

(出版社紹介より記載)

### 仁多カルプラ図書館

- 夏目家順路 <朝倉かすみ>
- ピスタチオ <梨木香歩>
- 食べるクスリおかげ <崔智恩>
- おうちで、お灸 <佐藤宏子>
- 新・世界がわかる国旗の本 <学研>
- こども出雲国風土記 <川島美子>
- がんばれブルドーザー・ショベルカー <小賀野実>

### 横田コミセン図書館

- 封印 <津島稜>
- 罪火 <大門剛明>
- 親ががんだとわかったら <はにわきみこ>
- 松本清張黒の地図帖 <平凡社>
- 和の行事えほん2 <高野紀子>
- 14ひきのやまいも <いわむらかずお>
- うさこちゃんのゆめ <ブルーナ>

ご寄贈ありがとうございます  
仁多弘教会様 金一封

3月の休館日  
月曜日、祝日、31日

3月の休館日  
日曜日、月曜日、祝日、31日

## 国保コーナー ご存知ですか？ 国保の「退職者医療制度」

会社などを退職して、厚生年金などを受給している65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

### ◆◆必ず届出をしてください◆◆

退職者医療制度の保険証も一般の保険証も自己負担はどちらも3割で変わりありませんが、退職者医療制度では、ご本人の自己負担と国保税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。

退職者医療制度の対象であるにもかかわらず届出がされないと、拠出金で負担する医療費まで国保が負担することになり、国保税の増加につながります。

みなさんの負担軽減にもつながりますので、対象となったら必ず届出をお願いします。

### ●対象となる人

- 次の条件のすべてに当てはまる人と、その扶養家族(被扶養者)※が対象です。
- ・国保に加入している人
  - ・厚生年金や各種共済年金などの年金を受給している人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人
  - ・65歳未満の人(65歳になると一般の国保に加入することになります。)

### ※「扶養家族(被扶養者)」とは・・・

- 退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している、次の条件すべてに当てはまる人です。
- ・退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族
  - ・国保の加入者が65歳未満の人
  - ・年間の収入が130万円(60歳以上または障がい者は180万円)未満の人

### ●退職被保険者になる日

年金の受給権が発生した日です。  
年金証書を受け取ったら、14日以内に届出してください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

※届出には、年金証書、保険証、印鑑が必要です。

### 【お問い合わせ先・届出先】

- 仁多庁舎 健康福祉課 医療保険係 (有線:31-5123 / 電話:54-2781)
- 横田庁舎 町民課 町民福祉係 (有線:20-4102 / 電話:52-2674)

## スポーツ安全保険

- 傷害保険
- 賠償責任保険
- 突然死葬祭費用保険



対象となる事故 団体活動中の事故／復働中の事故  
保険期間 平成23年4月1日午前0時より平成24年3月31日午後12時まで(申込受付は平成23年3月から)  
加入区分・掛金・補償金額(団体活動を行う5名以上の方で、加入区分をそれぞれお選び頂いてご加入ください。)

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金(一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)		突然死葬祭費用保険支払限度額
				死亡	後遺障害(最高)	入院(自給)	通院(自給)	身体・財物賠償	賠償責任	
子ども (中学生以下(特別支援学校高等部の生徒を含む。))	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	600円	2,000円	3,000円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急死心不全) 葬祭費用 180万円 対象となりません	
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段:団体活動中及びその復働中の補償額 下段:上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,150円	2,100円	3,150円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円	突然死 (急死心不全) 葬祭費用 180万円 対象となりません	
	文化・ボランティア・地域活動 団体の送迎、応援、準備、片付け スポーツ活動の指導	A2	600円	2,000円	3,000円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故500万円	突然死 (急死心不全) 葬祭費用 180万円 対象となりません	
大人	65歳以上の方も加入できます。	C	1,600円	2,000円	3,000円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急死心不全) 葬祭費用 180万円	
	子どものスポーツ活動の指導 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	AC	1,100円	1,000円	1,500円	2,500円	1,000円	身体・財物賠償 合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急死心不全) 葬祭費用 180万円	
65歳以上	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	B	800円	600円	900円	1,800円	1,000円	身体・財物賠償 合算 1事故500万円	突然死 (急死心不全) 葬祭費用 180万円	
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500円	750円	1,800円	1,000円	身体・財物賠償 合算 1事故500万円	突然死 (急死心不全) 葬祭費用 180万円	

インターネットからの加入受付を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。 Web | スポーツ安全協会 | 検索

法人スポーツ安全協会 島根県支部 TEL 0852-21-5388 FAX 0852-26-4733 http://www.sportsanzan.org